第51回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成25年 3月28日 (木) 15:00~17:00 場所 かでる2・7 10階 1040会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 分野別審議について (観光振興分野)
 - (2) 分野別審議について (バイオマス関連)
 - (3) 移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について
 - (4) 道民アイデア (新規分) の第1次整理について (水産業振興分野)
 - (5) その他
- 3 閉 会

【配付資料】

次业生	*苦Rマノギマ	/ 立に 十日 ノしヽ	体の金銭供に
資料 1	道民アイデア	(新規分)	等の審議状況

- 資料2-1 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表 (特区提案として 検討すべきもの ~第3種旅行業者の登録要件等の緩和)
- 資料2-2 分野別審議資料(観光振興分野)
- 資料3 バイオマス関連分野に係る道州制特区提案検討結果
- 資料4 移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について
- 資料5 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表(水産業振興分野)
- 参考資料 1 出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)結果
- (商工会議所法に基づく定款変更の認可関係) 参考資料 2 調理師養成施設及び栄養士養成施設の概要
- 参考資料3 海域栽培漁業推進協議会等の概要
- 参考資料 4 海獣 (トド、オットセイ、アザラシ等) による漁業被害の現状等
- 参考資料 5 沿岸域・沖合域の資源管理の概要

第51回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委 員】 (敬称略)

	氏	名		現 職	備考
# #	うえ 上	^{ひさ} 久	志	北海道大学名誉教授	会 長
かわ 河	西	邦	ل ل	札幌学院大学経営学部教授	副会長
*** 太	<i>t</i> ≥ ⊞	_{あき} 明	子	太田明子ビジネス工房代表	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	池	eti 貞	雄	北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役	
<u></u> 近	_{どう} 藤	かず 和	江	前北海道保育士会会長	欠席
*= († 竹	だ 田	^{つね} 恒	。り 規	北星学園大学経済学部専任講師	
湯	_{あさ} 浅	^{ф э}	子	農業・ファームイン経営	

【事 務 局】

	氏	名		役職
渡	辺	明	彦	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
冏	部	清	明	北海道総合政策部地域主権局参事
薬	袋	浩	之	北海道総合政策部地域主権局主幹
久	々 ∑	I 秀	範	北海道総合政策部地域主権局主査
武	菔	*	健	北海道総合政策部地域主権局主任

道民アイデア(新規分)等の審議状況

大约	計 類	中分類〈小分類〉	No.	整理番号	提 案 事 項	47回	48回	49回	50回	51回
			359	4501 F	有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	1 –				
	環	環境保全 〈自然環境保全〉	360	2501 F	捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除	次整				
	境 保	(白無殊先体主)	361	2502 F	森林管理局職員等によるエゾシカ駆除	- 理				
	全	環境保全〈バイオ燃料〉	362	2503 F	バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置	済				
		環境保全〈環境保全〉	363	1501 F	全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修					
		典業の振興/計典に進入	364	3501 B	農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和	_				
	農林	農業の振興〈就農促進〉	365	3502 B	無農薬による就農を促進する制度の創設				次 - 整	1
	水	農業の振興〈農業生産力の向上〉	366	2504 B	農業高等専門学校の設置認可権限の移譲				理	1
	産業	農業の振興〈その他〉	367	3503 B	口蹄疫対策としてのトランスファーファクター(免疫情報伝達物質)の活用				済	
	の		368	1502 B	水産業における広域的資源増大対策					l
環	振興	水産業の振興	369	1503 B	有害生物(海獸等)対策					- 審
境 •			370	1504 B	指定漁業の一元管理					議
農			371	1505 D	ホテルや飲食店の調理師の格付け] _		
林水		観光振興	372	1506 D	農業体験旅行のモデル地域の確立			次 整		
産		〈観光客誘致〉	373	1507 D	カジノの自由化			▶理		
· 経			374	1508 D	カジノの設置			済		
済					第3種旅行業者の登録要件等の緩和(営業保証金の要件緩和)			分分		
振興	4 ∇	観光振興 〈観光業振興〉	375	4502 D	第3種旅行業者の登録要件等の緩和 (第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和)			野別	0	0
	経済		376	3504 D	広域観光圏の指定権限の移譲			審	0	
	振興		377	2505 D	まちづくり会社による不動産証券化の設定条件の緩和			議		
	対	商業の振興 〈中心市街地活性化〉	378	2506 D	特定目的会社に対するパススルー課税の適用					
	策	() Sala Para Sala India	379	2507 D	道路の使用許可に係る手続きの簡素化					
		地域産業育成		3505 D	農商工などの系統団体の統合					
		地域性呆月成	381	3506 D	産業振興支援策の道への移譲					
		7.0%	382	1509 D	自動車最高速度の緩和					
		その他 〈物流・人材移動の活性化〉	383	1510 D	自動車最高速度の緩和					
			384	2508 D	自動車最高速度の緩和					
		その他〈その他〉	385	3507 D	屋根の暖房システムの導入					
±	ь	医療従事者の地域偏在是正〈麻酔科医の確保〉	386	4503 A	麻酔科医の確保対策					
į t	或		387	4504 A	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化					
拐	<u>医</u> 寮	その他〈その他〉	388	4505 A	看護師による各種ワクチン接種の弾力化					
×	対	C-2 10 (C 42 10)	389	4506 A	メディカルクラーク(医療事務作業補助者)の配置					
5			390		救急搬送体制の整備					
福祉	福祉	福祉〈福祉〉	391		民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲					
• 子育	子育て	子育て支援〈子育て支援〉	392		保育所床面積の基準に係る条例の制定					
て	教育		393		小中学校における中国語授業の導入					
• 教育	• 学校	教育・学校〈教育・学校〉	394		小中学校における授業時間の増加					
	一汉		395		小中一貫教育の実施					
		地域活性化〈地域交通〉	396		自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲					
		地域活性化〈独自基準の設定〉	397		高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲					
t	也 ·	地域活性化〈その他〉	398		地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築					
担担	爽 辰	Li Link W I I be	399		税制優遇による人口の増加と観光の活性化					
Į.	重	地域防災対策〈地域防災対策〉	400		コミュニティ放送の放送区域の拡大					
×	可 复	地方自治の強化〈住民自治の強化〉	401		北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲					
	-	地方自治の強化 〈自治体財政・会計の改善〉	402		地方公共団体の債権回収の一元化					
			403		広域連合への課税権の付与					
		地方自治の強化〈その他〉	404	4509 H	コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次					

※上記については提案期間:平成21年4月~平成24年3月

区 分	審議事項	47回	48回	49回	50回	51回
庁内提案継続案件	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	一旦終了				
分野別審議	バイオマス関連	0	0	0		0
移譲済み4事務関連項目等	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化					0
	栄養士養成施設の指定事務の移譲					0

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 | D 経済振興対策

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ~ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類	細分類	概	要				事実関係等 <i>の</i>	整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えら	られる	関係 部課	_	1次
	4502D 第3種旅行業 者の登録要件 等の緩和	あたっては、営	業保証金と が必要であ	〇旅行業 介等を	法 法 する	こと)を取り打	扱い、③事業とし	務 (運送・宿泊サービスの代理・媒 て行う者は、観光庁長官(H20.10~) よらないと定められている。		【メリット】 〇旅行業への参入促進が図ら	れる。	経) 観光局		0
		るが、NPOや/ 光協会などにと・ なハードルとな・ とから当該要件 る。	っては大き っているこ	選任し の保護 ・分担	ノ、② 養のた 登金(一定の財産的 よめ、登録後に	基礎を有するこ 一定額の営業保 の納付が義務付	とに旅行業務取扱管理者の資格者を とが必要、また、旅行者(消費者) 証金の供託又は旅行業協会への加入 けられている。		【デメリット】 ○旅行業法は、旅行業務に関 正の維持、旅行の安全の確 の利便の増進のため最低限 ており、その規制を緩和す 般消費者の保護が損なわれ	保及び旅行者 の規制を行っ ることは、一		する	で整理 理由等 ④
				種別		登録先	<u>**</u> ガサ/	業務範囲		る。	-0 83 (103 - 83			類似提案
				第 1		国	全ての旅行業							て、検討
				-1-		 都道府県		画旅行はできない						終了して
				第3	種	都道府県	海外募集型企	画旅行はできない					いるた	め。
				国内募集型企画旅行はできない										
				※なお、	国内券未至正回所引はしてない ※なお、H19年5月の法改正により、第3種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに				第36回、第37回提	案検討委員会において、過去の	類似提案「地域	対独自のツ	アーを組む	み、募集
				自らの	の営業	美所の存ずる市町	村及び隣接する市町	T村の区域内において実施される募集型企	し、集金することを合法的	内にできるようにする」(1426D)	に関して、以	下のとお	り検討を行	うった。
				画旅行	行は耶	双扱い可能となっ	ている。							
										会における分野別審議)				
							基礎(基準資産額			発 言 要 旨)		応 方		
				第1種	£;3,	000万円、第2	2種;700万円、第	93種;300万円	117	道独自に緩和して、何か問題				
				O #5 +B /=	- 4 %	1 1 1 11/1 1 - 1 - 7 -	ㅁ 쓰러 ㅗ ㅋ 쓰게	*/D=T A / B /d #5	1	記光全体のイメージが傷つく。 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	の取り扱い			-1-
				- 111111				集保証金(最低額) 第 2 種 - 200 天田	している質格を厳しくし 化につながる。	た方が北海道観光のブランド	回)委員会	こおいて決	正するこ	229
						℧のカロ、弗∠		第3種;300万円	1 1 2 1 2 1	 経済的基盤で定められている	る。			
				(+ 1#	JUJ 4)	のの領により	(英体の。)			られば要件緩和してもよいので				
				【関係法	- 今]				はないか。	がは女子版作品ところいのと				
				■旅行業						。 『ある旅行業者と、地域の宿泊				
						デ業又は旅行業	者代理業を営も	うとする者は、観光庁長官の行う登		いくべきであり、誰でも旅行業				
						ければならな				必要はないのではないか。				
				第7条	旅行	i業者は、営業	保証金を供託した	。 なければならない。	(第37回提案検討委員会	会における分野別審議)				
				第8条	旅行	業者が供託す	べき営業保証金の	D額は、(中略)業務の範囲の別ごと	論 点 (:	発言要旨)	対	応 方	向	
				に、旅	で行業	美務に関する旅	行者との取引の!	実情及び旅行業務に関する取引にお	〇 旅行業の資格要件で	ある経済的基盤は、消費者保	〇 本件提案	こついて、	本委員会	として
				ける旅	で行者	ずの保護の必要	性を考慮して国.	土交通省令で定めるところにより算	護のための保証に見合	うように設定しており、そこ	は、当面取り	り扱わない	こととす	るが、
				定した	額と	:する。			を緩和すると弁済がで	きなくなるという問題が発生	関連情報の4	又集は引き	続き行っ	てい
									する。		<.			
				■旅行業						口によって地域独自の取組が広				
				_	_			写三十九号。以下「法」という。)第		う少し効果を見極めてから検				
								理業の登録(以下「新規登録」とい						
				/う。) :	又は	法第六条の三第	第一項の規定によ	る有効期間の更新の登録(以下「更						

中分類	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応 分野別 審議へ	方 向 1次 整理
			新登録」という。)の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録(更新登録)申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。 一 業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 観光庁長官 二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務又は第三種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事 三 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事					
		また、第3種旅行業者は、 募集型企画旅行を実施でき る区域が限定されており、 広域観光ルート等を活用し た旅行を企画できないの で、当該要件を緩和する。	(第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和) ○国は、観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による旅行商品の創出を促進することが必要との考えから、第3種旅行業者が一定の条件下で募集型企画旅行を実施できるよう規制緩和を段階的に実施。 ► H19.5 ~第3種旅行業者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能となった。 (1) 催行区域の限定 ・営業所の存する市町村及び隣接市町村 ・国土交通大臣の定める区域内(離島地域) (2) 旅行代金の当日払い ・申込金(20%以内)を除き、旅行開始日より前の旅行代金の収受を行わないもの ► H21.3 ~催行区域について、離島地域のほか、一定の要件を満たす半島地域を追加	づき、旅行業法施行規 則の特例を設ける省令 を制定し、観光庁長官	○道が地域事情に即した区域を設定する とにより、地域独自のきめ細やかなが	(行) 多の公者 でして	分野別 審議へ 〇	1次整理
			■旅行業法施行規則 第1条の二 法第四条第一項第四号 の国土交通省令で定める業務の範囲(以下「登録業務範囲」という。)の別は、次のとおりとする。 -~ニ(略) 三 第三種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内において実施されるものであつて、旅行者が旅行業者に支払うべき対価(当該対価の額の二〇%に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。)は旅行開始日以降に収受するものを除く。)の実施に係るもの以外のもの)	O 3つくらいのモデル ット、デメリットにつ くと、この程度だった	き 言 要 旨) ルを提示し、それぞれのメリ 〇 次回	対 応 方 (第51回) 委 議論を行うこ	員会におい	

分野別審議資料 (観光振興分野)

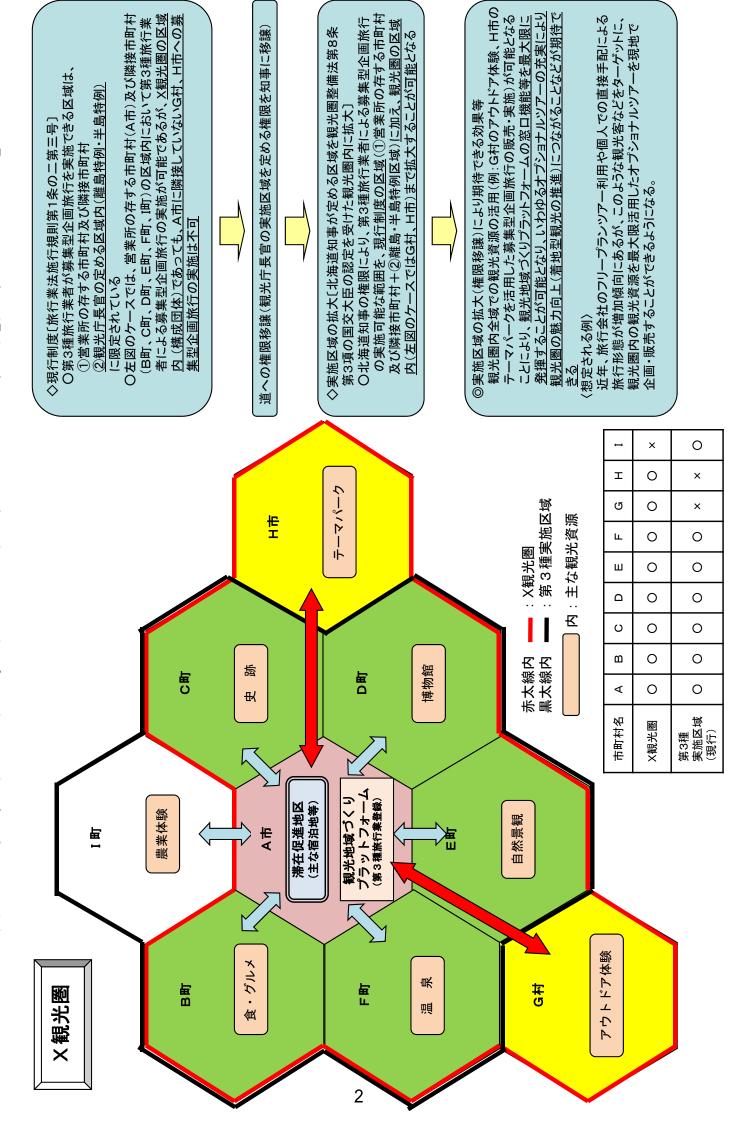
□第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域拡大の検討について【試案】 ・・・・・・・	Р1
□観光圏と第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域との関係【試案1イメージ図】・・	P2
□道内観光圏等概要図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
□道州制特区提案の検討に向けたアンケート調査及び旅行業関係団体への説明の ··・ 結果について	P4

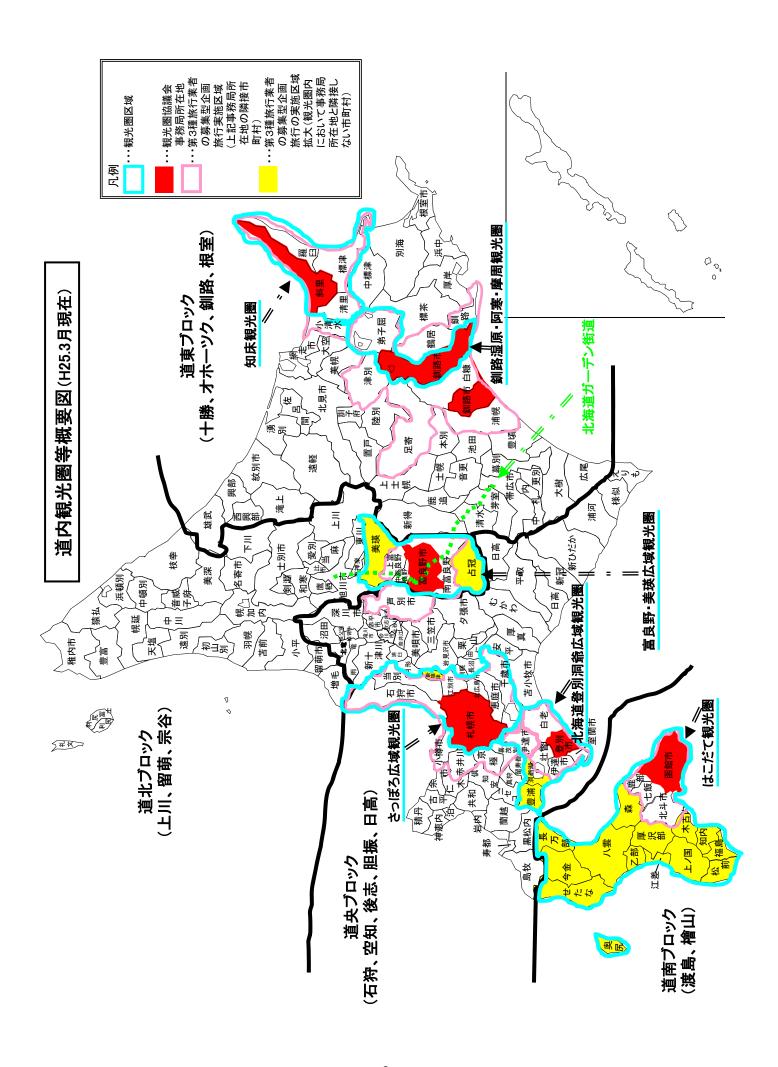
第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域拡大の検討について【試案】

実施区域	現行制度		格 政 政 政 社	
		/]\	場でする	*
N 3	接市町村+観光庁長官が定める区域内 (艦島・半島特例)	《試案 1 〉各観光圏内	《試案2》道内4ブロック圏域	〈試案3〉道内全域
		(観光圏整備法に基づく国の認定を受けた観光圏=v なみる広域観光圏の区域内)	(道央、道南、道北、道東)	
	○消費者保護の面でリスクを目になっています。		○本道特有の「広域周遊」といった観光 で、 シェナイの中の出すジェル	○本道特有の「広域周遊」といった観光
	東小阪に抑えるしてが このろ	■四川に加えることが、この ○第2種旅行業者とのある程度の棲み分	各一一へにめる性及いメルトルが、ザルl肥 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・	今──~(ご取らば)無(スタルムクル゚ル゚) 肥 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・
メリジト	○第2種旅行業者との競合が	けは可能	販売に参入しやすくなる	販売により参入しやすくなる
	生じる可能性が小さい	○観光圏制度との整合が図れる(観光地	○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、	○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、
		域づくりプラットフォームの窓口機能等を専用限で発揮するアンメリジの	本道観光の魅力向上につながり得る	本道観光の魅力向上につながり得る
		(2)		
		○観光圏の魅力向上(着地型観光の推進)		
		(こつながり得る (別) (オーン) (図を照)		
	〇広大な面積を有する本道の	〇他の観光圏との連携など、圏外に及ぶ	○第2種旅行業者との競合が生じるおそ	○第2種旅行業者との競合が生じること
	観光の魅力を十分に発揮で	観光客ニーズには対応できない (例:	れがある	は必至
	きない(着地型観光の推進に	上川・十勝両管内にまたがるガーデン	○消費者保護の面でリスクの増大が確実	○消費者保護の面で重大なリスクが発生
イメフット	十分につながらない)	街道ツアーなど)	○ブロックをまたぐ観光客ニーズには対	するおそれがある(事業者の弁済能力
	○観光圏制度との整合が図れ	○本道特有の「広域周遊」といった観光	広できない (例:上川・十勝両管内に	や営業保証金の範囲を超えるリスク発
	ない(観光地域づくりプラットフ	客ニーズへの対応が十分とは言えない	またがるガーデン街道ツアーなど)	生のおそれ)
	オームの窓口機能等を十分に発		○当該区域設定は合理的理由や法的な明	
	揮させることができない)		確性に欠けた線引とならざるを得ない	
	◆旅行業関係団体	◆A観光圈協議会[第3種旅行業者]		◆B観光圈協議会[第3種旅行業者]
	現行の営業保証金額で責任	現実的には観光圏内まで (実施区域拡		「広域周遊」ニーズへの対応が課題と
	やリスクを考えると、第3種	大が)可能になれば良く、それにより		なっており、お客様の立場で対策を検
観光関係	の業務エリアは隣接市町村	観光圏のメリットも増える(実際に、		計すると、業務範囲拡大(全道まで区
団体意見	までが現実的	募集型企画旅行を手がけているが、観		城拡大することがお客様目線において
無		光圏内で隣接していない町との旅行が		合理的)が有効かつ高い利便性を有す
		組めないことがネック)		るものと考える
	◆C観光圏協議会 道が権限移譲を受け、	譲を受け、どこまで地域事情などを勘案するのか不明なことから、		どちらとも言えない [当該団体は第2種旅行業者として登録]

※道内4ブロック圏域は、道央(石狩、空知、後志、胆振、日高)、道南(渡島、檜山)、道北(上川、留萌、宗谷)、道東(十勝、網走、釧路、根室)を想定 ※観光地域づくりプラットフォーム:地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するための窓口組織

観光圏と第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域との関係【試案1イメージ図】





道州制特区提案の検討に向けたアンケート調査及び旅行業関係団体への説明の結果について

1. 第2種旅行業者へのアンケート調査

■調査方法:文書によるアンケート調査

■調査時期: 平成25年2月8日~2月20日

■調査対象:道内の3観光圏(「富良野・美瑛広域観光圏」「はこだて観光圏」「北海道登別洞爺広域観光圏」)の

区域内に営業所を有する第2種旅行業者 計16社

(内訳:富良野・美瑛→2社、はこだて→7社、登別・洞爺→6社、複数観光圏重複→1社)

◇当該調査については、別添1の試案1が実現した場合に一定程度の影響等が想定される、

上記の3観光圏に絞って実施

◇アンケート調査票は調査対象である各第2種旅行業者の本社あてに送付

■回答数:2社(回収率12.5%)

■回答内容: 賛同1社、反対1社(詳細については、次のとおり)

観光圏	回答者所在地	回答内容
		この提案については賛同します。
はこだて観光圏	本店:札幌市	現状の道内第2種の業者と競合することはないでしょう。
	支店:函館市	ただし、現状では、「絵に描いた餅」です。現状では、このような仕事をでき
		る「スキル」を持っている方がいません。
		①地元の観光業者(宿泊、体験、食事等)との連携及び調整能力があるか
		②道内及び国内の地域を活かした観光について、基本的な情報、知識を持って
		いるか
		③マーケットに対し、パイプ(特に大手エージェント)を持っているか
		④宿泊業界、キャリア、エージェント等の基本的な業務知識を持って
		いるか・・・等が必要です。
		現状では、道内1種、2種の業者の中でも、地域のプラットフォームを構築で
		きる人材はいません。 既に活動されている箇所もトラブルは多いと思います。提案するだけでなく、
		「人材育成」も並行して考えて行かないと、実現は難しいと思います。
(十一十4一年)(四	++1. 	当社は、費用をかけて2種旅行業の登録をし、地域から発信の近隣を含んだ広は、
はこだて観光圏	本社:函館市	域観光を企画して実施しております。
		また、莫大な費用をかけ、ネットから手配できるシステムを構築しております。 3種と2種が似たような業務ができることにより、2種旅行業の必要性が薄れ、
		る性と2種が10だよりな未務ができることにより、2種が11未の必要性が得れ、 競合し影響が及ぶことは免れません。

		を企画発信していくことは、とても重要なことだと考えております。
		よって、現状の案には、反対とし、中抜けにならないよう(いずれにしても)
		2種旅行業者にも配慮した支援策が必要と考えられます。
1		

※上表以外の14社については無回答(特に意見等が無かったものとして取り扱うこととしている)。

2. 旅行業関係団体への説明

■説明方法等:旅行業関係の2団体を訪問し説明

■説明時期:平成25年2月(上記1.のアンケート調査の前後にそれぞれ1回説明)

■説明結果の概要

- ○先に(平成24年11月)、旅行業関係団体から指摘させてもらった問題点などについては、その後、道の 方でもよく理解していただいているものと感じる。
- ○試案1の「各観光圏内」であれば、第2種旅行業者への影響も大きくないのではないかと思われる。
- ○くれぐれも試案1より実施区域を拡大することがないようにしてもらいたい。
- ○このような議論をきっかけに、第3種旅行業者も新たな事業に参入し、地域の観光を振興する意欲を持ってもらいたい。そういう点では、意味のある提案だと思う。

バイオマス関連分野に係る道州制特区提案検討結果

資料3

項目 提案の概要 事実関係等の整理 提案に向けての課題等 関係	係部課
	、て制のでは 国、では では で で で の で の で の で の で の で の が り の の の の り の り の り の り の り の り の り

項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
		けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。 第15条の4の2第1項 環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。 (一~三号は、第9条の8第1項と同様の規定。第3項において、第9条の8第4項の準用について規定。)		
		■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第6条の2 法第9条の8第1項の規定による環境省令で定める一般 廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。		
		 ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの(資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの(資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。) 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれが 		
		あるもの 第12条の12の2 法第15条の4の2第1項の規定による環境省令 で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同 条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。 (一~三号は、規則第6条の2と同様の規定。)		

			Г	
項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等 関係	部課
2 肥料取締法に基づく登録権限の移譲	○ いが、こ化め、ない過)て、のと決いが、ことや、ないのと決にの対した。 いが、これを所述のでは、これを表にの登録である。 いが、これをはいりでは、 いが、これをはいりでは、 いが、これをは、 いが、 これをは、 いが、 これをは、 いが、 これをは、 いが、 これをは、 いが、 これをは、 いが、 これをは、 いる、 国とや、 ない。 おきには、 いる、 国とや、 ない。 おきには、 いる、 国とや、 ない。 いる、 国とや、 ないる、 はいが、 ない。	 ◇肥料の品質を保持し、公正な取引と安全な施用を確保するため、普通肥料には公定規格が定められ、その生産方法、品質確認の難易性、作物に対する有害性や土壌汚染成分の確認などの観点から、登録権限が国と道(知事)に区分されている。 ①国の登録肥料 ~ 化学肥料、汚泥肥料、輸入肥料等②道の登録肥料 ~ 有機質肥料、石灰質肥料等 ◇登録事務に係る国と道の体制	世界のである。 一学では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
		【関係法令等】 ■肥料取締法 第3条第1項 農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格(以下「公定規格」という。)を定める。 第4条第1項 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第1号から第6号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第7号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料(第3号から第5号までに掲げる普通肥料を除く。)が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの(以下「指定配合肥料」という。)については、この限りでない。	検 討 結 果 ○普通肥料は、全国に流通するため 定めた全国一律の基準であるべき ○権限移譲を受け、道で登録・検査 行うためには、相当程度高度で専 分析能力や知見を必要とし、人員 や分析機器の配置など体制整備が なる。	。 業務を 門的な の確保

項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
		一 化学的方法によつて生産される普通肥料(第3号から第5号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。) こ 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であって、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの(第4号に掲される普通肥料その他のその原料の特性からみて鈴柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であって、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとて農林水産省令で定めるもの(第5号に掲げるものを除く。) 四 含有している成分である物質が植物によつては、人畜にで定める普通肥料(以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。) 五 特定普通肥料であつて、第3号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するものが自動に関げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料(前3号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料(前3号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料(前3号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料に該当するものが高とに掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料に前3号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料に前3号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料に前3号に掲げる音通肥料の一種以上が原料として配合される音通肥料に前3号に掲げる音通肥料の一種以上が原料として配合される音通肥料にある音通に掲げる音通に表が高速を含まれて配合されて配合されて記書を含ましたときは、当該肥料を登録しなければならない。(以下略。)		

項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
3 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る設備認定の権限移譲	〇 インスネート では、	 本年7月にスタートした固定価格買取制度では、再生可能エネルギー電気設備の設備認定については、経済産業省が関係省庁と協議の上、認定(認定事務は各経済産業局が所管)することとなっており、国の発表によると道内では、11月30日現在、3,118件(7月31日現在、254件)の認定となっている。 【関係法令等】 ■電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。 一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定ちませることをあると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定ちまた。 	○再本である。 ・ 本書である。 ・ 本書でおります。 ・ 本書でおります。 ・ 本書で表した。 ・ 本書で表して全国である。 ・ 本書で表して全国である。 ・ 本書である。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる。 ・ 本書でなる	
		める基準に適合すること。 二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。 第2項 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号の いずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものと する。	〇形式審査とはいえ、認定の 識が必要であり、また、経 事業法などを所管している 術的なことについては、経 しながら認定することがで は、電気事業法を所管して ような体制とはならない。	産局では電気 ことから、技 産局内で相談 きるが、道で

	T		Т	1
項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
4食品リサイクル法に基準の移譲	○ 食食のでは、行登画に集例のようなでは、行登画に集例のでは、行登画に集例のでは、行登画に集例のでは、行登画に集例のでは、行登画に集例のでは、行登画に集別を表別では、一口のでは、一にのは、一口のでは、一口のでは、一口のでは、一口のでは、一口のでは、一口のでは、一口のでは、一口のでは、一口のでは	◆食品リサイクル法における登録再生利用事業者(法第11条)は、平成23年末現在で、全国で208事業者。道内では、7事業者。(※平成24年6月に千歳市内に事業所を持つ事業者の廃止通知があり、現在は6事業者) ◆事業計画認定(法第19条)は全国で38件、道内では0件。 【関係法令等】 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品(以下「特定肥飼料等」という。)の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。 第3項 主務大臣は、第1項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとさは、その登録をしなければならない。 一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないすらない。 一 市生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。 三 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を適確かつと。 三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつと。第19条第1項 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、第2を第2として行う者及び農林漁業者等(農林漁業者その他の下を方と、第19条第1項 食品関連事業者では食品関連事業とする事業協同組合その他の政令で定める法人なたまを構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法と共善で特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの(以下「特定農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの(以下「特定農畜水産物等」という。)の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるとつ、以下「再定農畜水産物等」という。)の利用に関する計画(以下「再定利用、事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるとつろにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当であると	の	
		 これで主張人民に提出して、当該再主利用事業計画が過当である	使討が必要であり、現状で受けても、食品リサイクルる 一様ではであり、現状で であり、現状で であり、現状で では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	で権限移譲を レ促進に関す

項目 提案の概要 事実関係等の整理 提案に向けての課題等 関係部
に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。

項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
5 バイオガス利用に保安法の規制緩和等	○バース で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	 ◇バイオガスでは、高圧ガス保安法による圧縮、貯蔵行為を行わないのが通常であって、バイオガスは高圧ガスにならないため、ガス事業法の導管供給で行うのが通常である。 ◇多大な経費をかけて高圧ガスの製造、すなわち「充填行為」を行うほど、多くのメタンは発生しない。 ◇北海道パイオマスネットワーク会議法規制検討WGが規制緩和の方向等を検討中である。 【関係法令等】 ■ガス事業法 第2条第1項 この法律において「一般ガス事業」とは、一般の需要に応じ導管によいてガスを発生させ、導管によりに相を供給するものを除く。)をいう。 第2項 この法律において「一般ガス事業者」とは、次条の許可を受けた者をいう。 第5項 この法律において「ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する特定導管(経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいう。以下同じ。)によりガスの供給に取る。)を行う事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの及び一般ガス事業者がその供給区域内において行うものを除く。)をいう。 第37条のアの2 一般ガス事業者がその供給区域内において行うものを除く。)をいう。 第37条のアの2 一般ガス事業者ので定めるとごろにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。一氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 ゴス導管事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力 ■ガス事業法施行規則 第97条 法第37条のアの2第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第21のアのガス導管事業(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。 		腐食防止等、 要であり、人 1。 一ク会議法規
		ー 特定導管及びこれに附属する設備の概要 ニ 特定導管の設置の位置を明示した地形図		

項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
6 木質バイオマスの利用	〇木質バイオマスの一つである 林地残材の利活用については 採算面で見合わないことから なかなか進まないが、法的な 規制等が支障となってコスト 高を招いているような状況が あれば、この規制等を緩和す る措置が必要である。	 ◇木質バイオマスを大きく分類すると、「建設発生木材」「製材工場残材」「林地未利用材」の3つに分けられる。 ◇現在、北海道内では、「建設発生木材」と「製材工場残材」は、そのほとんどが利用されている状況にあり、今後、木質バイオマスの利用を拡大していくためには、「林地未利用材」を安定的に供給していくことが必要と考えているが、林地未利用材は他の木質バイオマスと比べて ○森林内に広く分散して賦存していることから、収集や運搬のコストが、かかり増しになる。 ○水分を多く含んでいることや、土などが混じりやすいことから、得られるエネルギー量が小さくまた燃焼が安定しずらいなどが利用拡大にあたっての課題となっている。 ◇課題の解決にあたっては、森林内に分散している林地未利用材を集める仕組みや作業の効率化、運搬効率の向上などにより、生産コストを削減していくことが必要であり、生産に携わる事業者等の工夫と経験によるところが大きい。 	○林地未利用材は他の本質が高いたでは、 イオマスに比べて価格が利用推進に、 イオールであるが利用推進であるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるが	水産林務部林業木材課

移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について

1. 概要

国においては、道州制特区推進法に基づく「道州制特別区域基本方針」の計画期間が平成23年度で満了することから、平成24年2月、計画期間を平成27年度まで延長したが、延長するに際して計画期間満了時の評価を行ったところ。

この中で、「一部の権限の移譲にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があることが 課題」と指摘されたところ。

また、道が定める「北海道道州制特別区域計画」を更新する際に実施したパブリックコメントにおいて、「これまで移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、更なる一元化が必要」との意見があったことから、「既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める」旨、上記計画に盛り込んだところ。

このため、道では、現在、移譲済み4事務関連項目等に係る検討を行っているところ。

2. 検討状況

項目	概 要
商工会議所法に基づ 定款変更の認可事務	 ○商工会議所の定款変更の認可事務については、平成18年に道州制特区推進法が制定された際、一部が道に移譲されたが、現在も国(北海道経済産業局)が実施している事務があり、移譲は一部にとどまったままである。 ○国と道にそれぞれ申請が必要となる場合があることから、道に一元化することを検討する。 ○国の自己仕分けでは、地方に一律・一斉に移譲する事務(A-a)として整理されている。
	〈検討状況〉 ◇平成19年度から商工会議所に関する許認可の事務の移譲により、地域に身 近な道が一元的に行うこととなり、申請者の利便性の向上が図られている。 ◇定款変更の認可が全て移譲されることにより、申請者のさらなる利便性の 向上が期待できる。
調理師養成施設の指定と類似の事務	○調理師養成施設の指定に関する事務は、平成18年に道州制特区推進法が制定された際、道に移譲された。 ○国の自己仕分けで、地方に一律・一斉に移譲する事務(A-a)として整理されている他の養成施設(保健師、理学療法士、保育士等)の指定権限等を道に移譲することを検討する。
	〈検討状況〉 ◇栄養士養成施設については、指定に当たり、法令に基づき施設所在地の都道府県を経由することとされており、この場合において、都道府県知事は必要な意見を付さなければならない。 ◇当該事務が移譲されることで、調理師養成施設の指定に関する事務と同様に処理日数が短縮されるなど、申請者の利便性の向上が期待できる。

- ※「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定と類似の事務」「鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務」「総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認監視指導等の権限」の3項目についても、現在、関係部局と具体的な検討・調整等を行っているところ。
- (注) 国の自己仕分け〜 国の出先機関の原則廃止に向けて、各府省が、自らが所管する出先機関の 事務・権限を、「地方自治体へ移譲するもの」「国に残すもの」などの区分 に仕分けを行ったもの。

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 B 農林水産業の振興

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ~ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類				ス・1次C正任する任山守		中田 1 七根ムーキョンも 7		対応	
	細分類	概	要	事実関係等の整理	実現するために	実現した場合に考えられる	関係 部課	分野別	1次
〈小分類〉					考えられる手法	メリット・デメリット	新(店	審議へ	整理
	1502B	回遊性魚類	(スケトウダ	〇海域栽培漁業推進協議会における取組					
水産業の	水産業におけ	ラ・ホッケ等)	の維持、回	・マツカワ、ヒラメなど広域魚種の種苗放流による栽培漁業の取組を強化す	〇海域の設定変更につい	【メリット】	水)		
振興	る広域的資源	復のために、	北海道の周辺	るため、全国の6つの海域ごとに「海域栽培漁業推進協議会」が設立され	て水産庁に要望	〇本道周辺海域に分布、回遊するニシン、	水 産		
	増大対策	海域の特性に	応じた効率	ている。	(海域設定は法令等に	ヒラメなどを対象とした栽培漁業の振	振興課		0
		的、効果的な諸	対策が必要。	6海域:太平洋北、太平洋南、日本海北部、日本海中西部、	基づくものではない)	興、発展が期待される。			
		また、広域回	回遊性魚種に	瀬戸内海、九州					
		おいても、本道	道が大きな生	・協議会の構成員は、道府県、道府県所管の栽培漁業を推進する法人及び漁	○漁業振興に関する予算	【デメリット】			
		産を占めており	り、本道の取	業関係団体などであり、これらが連携、共同して種苗の生産、放流体制の	や取組の充実	〇放流事業の強化拡大には新たな施設整備		1次で	で整理
		組が重要となる	ることから、	構築などが進められている。		等が必要であり、それに伴う費用対効果		する理	里由等
		漁業者の取組し	こ対する支援	・道は、太平洋北海域(北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県)		を考えた場合、道財政を圧迫するおそれ			
		の充実が必要。	•	及び日本海北海域(北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県)		がある。		(3	3)
		広域的な資	『源に関して	に参加し、関係県と連携して、マツカワ及びヒラメを対象魚種として取組					
		は、「海域栽培	音漁業推進協	を進めている。				提案さ	きれてし
		議会」で資源さ						るのは、	
		ることとしてい	いるが、北海	○種苗放流による資源造成支援事業				業に係る	る道の耶
		道周辺は他県の	と比べても広	国(水産庁)は、広域種の資源造成を図るために、平成23年度から27年				組の充実	ミ強化等
		大な海域を持つ	っていること	度までの5年を適用期間とする「種苗放流による資源造成支援事業」を実施				である	
		から、北海道		し、全国6海域の海域栽培漁業推進協議会の取組を支援をしている。				ら、権関	
		設定し、資源は						法改正等	
				○道の広域的資源の増大に関する取組				を講じ	
		産、放流種の重		道は、「マツカワ資源造成事業」や「栽培漁業地域展開事業」などにより、広				も、現行	
		北海道として名		域的資源増大に関する取組を進めている。				を推進し	
		に取り進める。						ことで対	付応はす
				〇第6次栽培漁業基本計画 				能。	
		側で構成する						. —	ては、
		栽培漁業推進	········					いただし	
		いては、震災						デアを参	
		方の種苗生産		マツカワなど広域種の対応に関して、道内の関係海域、国、関係県等を含め				ながら、	
		回復の長期化力		た推進体制の構築に努めることとしている。				術の向」	
		いなか、マツス	· · · - · · · —					とともに	
		する魚種の栽培						支援の発	
		を本道が担う						めるなと	
		地方の漁業復興						業を一層	
		ことから取組る	を允美強化す					ていくま	え。
		べきである。					1	1	

1 11 11-	1	I		ス・1次で定任する任田寺 		『事項、②現行法令で対応可能、③現行施策0 □			
中分類			_		実現するために	実現した場合に考えられる	関係	対応	
	細分類	概	要	事実関係等の整理	考えられる手法	メリット・デメリット	部課	分野別	1次
〈小分類〉								審議へ	整理
	1503B								
水産業の	有 害 生 物	〇水産資源の	持続的利用を	【海獣による漁業被害の状況】	〈法的措置等〉	【メリット】	水)		
振興	(海獣等)対策	図るために	は有害生物に	O + F	0 + F	〇大規模な駆除が可能になれば漁業被害が	水産		
		に対する対象	策が極めて重	日本海側を中心に広範囲で漁業被害があり、被害額は平成4年度以降、毎年	捕獲数に係る水産庁と	減少し、漁獲量の確保や漁業経営の安定	振興課		0
		要である。		10億円超。平成23年度は約15億円。	の協議	化につながる。			
		〇特に沿岸漁	業者は、毎年	Oオットセイ			環)		
		トド、オッ	トセイ、アザ	後志から渡島にかけての海域で漁業被害が多く、平成23年度の被害額は	Oオットセイ	【デメリット】	自 然		
		ラシ等の海	獣によって、	4億600万円。	道州制特区推進法を改	〇絶滅危惧種等として国際的に保護されて	環境課	1次7	で整理
		漁網の破損	、漁獲物の食	Oアザラシ	正し、猟虎膃肭臍猟獲	いる海獣の大規模な駆除は、国内外から		する理	里由等
		害など膨大	な漁業被害が	道東から日高管内にかけての海域で漁業被害が多く、平成23年度の漁業被	取締法の特例を設け、	強い批判を受けることが予想される。			
		発生してお	り、漁村の存	害額は、ゼニガタアザラシが3,000万円、ゴマフアザラシが2億4,000万円。	農林水産大臣の捕獲許	○大規模な駆除を実施するには、多大な人		(1	D
		続が危ぶま	れる深刻な事		可権限を道知事へ移譲	員と経費を要する。			
		態となって	いる。	【捕獲等に係る規制の状況】		〇陸地と違い、広域的に回遊していること		絶滅危	仓惧種等
		〇これらの海	獣の一部は絶	トド、オットセイ、アザラシなどは、国際自然保護連合や環境省等から、	〇ゼニガタアザラシ	から、個体数の管理を求められた場合、		の海獣傷	保護は、
		滅危惧種と	して保護対象	 絶滅危惧種や希少種などに指定されており、捕獲等に様々な規制がある。	道州制特区推進法を改	北海道だけでの対応は不可能。		国際的な	は問題で
		となってい	るが、北海道		正し、鳥獣の保護及び			あり、コ	比海道だ
		特有の課題	として、エゾ	│ │ ・漁業法第67条第1項に基づき、北海道連合海区漁業調整委員会が、有害	狩猟の適正化に関する			けで完終	吉するも
		シカと同様	こ大規模な駆	駆除としてのトドの捕獲数を制限している。	法律の特例を設け、環			のではな	よく、国
		除を実施す	るなど抜本的	┃ ┃ (水産庁から捕獲数の基準が示され、それに基づき北海道連合海区漁業調	 境大臣の捕獲許可権限			外との訓	周整を要
		な対策を講	じる必要があ	整委員会が決定する)	を道知事へ移譲			する場合	含もある
		る。		・H24.10.1~H25.6.30の期間の捕獲数は253頭としている。				ため、国	
				Oオットセイ	〈その他〉			事項とす	
				- ・「猟虎膃肭臍猟獲取締法」(ラッコオットセイリョウカクトリシマリホウ)	〇保護獣の指定の解除				直州制特
				により規制。	〇国際的な理解の獲得			区制度に	
				・試験研究その他特別の事由により農林水産大臣の許可を受けた場合のみ捕	0 1111111111111111111111111111111111111			まない。	
				獲が認められる。					道とし
				Oアザラシ				ては、「	. —
				- ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規制を受ける。				海獣被害	
				・ゼニガタアザラシの捕獲許可は国(環境大臣)の権限であり、学術研究に				部会議」	
				限って必要最小限の捕獲を許可している。				するなど	
				・ゼニガタアザラシ以外のアザラシ(ゴマフアザラシなど)の捕獲許可は都				による初	
				道府県知事の権限であり、学術研究のほか、被害防止や個体数調整等の目				減させる	
				のによる捕獲も認めている。				全庁をあ	
				りによる情後で読みている。				進してい	
				【道の対応】					
								ろ。	
				〇オットセイ基礎調査検討協議会 - 現代の4年8月に計算					
				・平成23年8月に設置。					
				・有識者、漁業関係団体らで構成。事務局は水産林務部水産振興課。					
				・漁業被害や食性状況などを調査し、国に対策を要請。					

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ~ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類	細分類	概	要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	分野別	
<小分類>				 ○北海道アザラシ連絡協議会 ・平成24年2月に設置。 ・有識者、漁業関係団体及び国・道の行政機関等で構成。 ・事務局は環境生活部自然環境課。 ・アザラシの生息状況や被害実態に関する情報の集積を図っている。 ○北海道海獣被害対策本部会議 ・平成24年7月に庁内に設置。 ・トド、オットセイ、アザラシ等の海獣による被害対策を総合的に推進することを目的とする。 ・トドは漁業法、アザラシは鳥獣保護法など、海獣の種類によって異なる法令で捕獲が制限されており、それに応じて道庁内の担当都署も異なることから、一元的に対応できるようにするため、庁内の関係する4部(総合政策部・環境生活部・農政部・水産林務部)を横断する組織とした。 ・事務局は水産林務部水産振興課。 ○北海道トド被害対策協議会 ・平成24年8月に設置。 ・トドによる深刻な漁業被害が増加傾向にあることから、漁業者、行政機関などの関係者が問題意識を共有するとともに、相互に連携し、被害対策の検討や広域連携の促進を図ることを目的とする。 ・事務局は水産林務部水産振興課と北海道漁業協同組合連合会が合同で行う。 ○以上のほか、国への施策要望等の際に、漁業被害に対する漁業所得補償の拡充強地化を要請している。 					整理理等

				※「1次で整埋する埋田等	・」欄の区分 ~ ①国の専3	掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の	り推進で対	心可能、但	りその他
中分類					実現するために	実現した場合に考えられる	関係	対 応	
	細分類	概	要	事実関係等の整理	考えられる手法	メリット・デメリット	部課	分野別	1次
〈小分類〉								審議へ	整理
	1504B								
水産業の	指定漁業の	〇我が国が199	96年に国連海	【漁業管理制度について】	〇道州制特区推進法を改	【メリット】	水)		
振興	一元管理	洋法条約に持	批准したこと	〇指定漁業	正し、漁業法など関係	〇許可手続きが道で完結することにより、	漁業		
		や、2001年1	こ水産基本法	・水産動植物の繁殖保護や政府間の取り決めなどのために統一的な制限措置	法令の特例を設け、農	経由機関が減少することから、処理期間	管理課		0
		が制定、施行	行されたこと	をとる必要があることから、 <u>漁業法において農林水産大臣の許可</u> を受けな	林水産大臣の許可権限	が短縮される。			
		等を受け、フ	水産資源の適	ければならないとした漁業。	を道知事へ移譲				
		切な保存管理	理の重要性が	・操業区域は道県を越えて広範囲に設定されている。		【デメリット】			
		益々高まって	ているが、本	・外国との政府間交渉や国際的規制の影響を直接受ける。	〇国内外における漁業調	〇指定漁業の操業区域は道県の範囲を越え		1次で	で整理
		道周辺海域で	では、指定漁	(例) 沖合底引き網漁業、大中型巻き網漁業、捕鯨業等	整に対応できる体制づ	た広範囲に設定されることから、知事許		する理	里由等
		業、知事許可	可漁業及び共	〇知事許可漁業	くり	可とした場合、道が他県との漁業調整や			
		同漁業権漁	業を、国・道	・水産資源の保護や漁業調整の目的から、特定の水産動植物や特定の漁業の		資源管理等の指導を行うことになるが、		(1	D
		等がそれぞれ	れ管理してお	方法について、 <u>都道府県の海面漁業調整規則において知事の許可</u> を受けな	〇道の漁業管理体制(許	適正かつ円滑な対応ができるのか疑問。			
		り、現場での	の資源管理、	ければならないとした漁業。	可・資源管理・取締等)	調整手続きが複雑化することにより、時		指定流	魚業の操
		漁業調整が輔	輻輳した状況	(例) たこ漁業、固定式刺し網漁業(かに、ホッケ、スケトウダラ等)等	の強化	間や経費が増大する可能性がある。		業区域に	は道県を
		となっている	る。	〇共同漁業権漁業				越えた広	は範囲に
		Oこのことか <i>i</i>	ら、指定漁業	・一定地区の漁業者が一定の漁場を共同で利用して漁業を営むため、 <u>漁業権</u>		○指定漁業は、外国との政府間交渉や国際		設定され	こている
		を知事許可流	魚業に移行さ	<u>行使規則により漁業協同組合が管理</u> している漁業		的規制の影響を直接受ける漁業であるこ		ことから	5、知事
		せ、沖合・沖	公岸漁業の許	・漁業権行使規則は知事の認可が必要である。		とから、知事許可では適正な管理、指導		許可では	は漁業調
		可を一元化で	するなど北海	(例) うに漁業、あわび漁業、こんぶ漁業、あさり漁業等		を行うことは難しいと考えられる。		整や資源	原管理等
		道の統一的な	な資源管理と					の適正な	な指導が
		漁業調整を行	行うことが必	【資源管理や漁業調整の輻輳について】		○指定漁業を知事権限とすることによって		困難でも	ある 。
		要である。		・沖合底びき網漁業(指定漁業)は漁法的に小型魚などを大量に捕獲してし		知事が所管する漁業者が増えるため、		また、	指定漁
				まう恐れがあることから、沿岸漁業側は、操業区域の見直しや幼稚魚の保		指導や支援が行き届かなくなるおそれが		業は、タ	↑国との
				護対策などを強く求めており、「北海道沖合底びき網漁業対策協議会」を組		ある。		政府間多	を渉や国
				織し、問題解決に向けた協議を行っている。				際的規制	引を直接
				・漁業調整は、沖合漁業と沿岸漁業との間ばかりではなく、沿岸漁業同士で				受ける流	魚業であ
				も発生している。				ることが	いら、統
				・平成20年3月から、沖合漁業関係団体、沿岸漁業関係団体、水産庁(指				一的に国	■が管理
				定漁業関係)及び道による四者協議が開催され、資源保護や管理、合理的				指導す	けべきも
				な漁場利用について協議を進めている。				のである	5.
				【指定漁業に係る許可手続きについて】					
				・現行制度では、指定漁業について農林水産大臣に書類を提出する場合、住所					
				地等の都道府県を経由しなければならないこととされている(指定漁業の許					
				可及び取締り等に関する省令第3条)。					
1				-3WO-Will V 01-12 V 0 B 13 V 0 W 10					
1									
1									
1									
								l	

<過去の類	似提案>	₩H19. 10. 19	第6回提案検討	付委員:	会							
中分類				提	案数					理 由 等	関係	個票
	細分類	概	要		重複	国の	現行法令で	現行施策の推進で	この41		部課	番号
〈小分類〉					除く	専掌事項	対応可能	対応可能	-C 07 1E		дыях	- HE /
水産業の	操業調整の期	指定漁業の許	可権限の移譲	1	1	0		!	1	・世界中を回遊する魚を対象とする漁業及び水産業の管理は国の専掌事項 7	水)	2013
振興	間短縮	を受け、知事	が一元的に許				!		i ! !	・道に関連する指定漁業は、沖合底引き網漁業、大中まき網漁業、30トン以上船のいかつり漁業、	漁業	
〈水産業		可を行い、操	業調整の期間						! ! !	10トン以上船のさんま漁業、遠洋・近海かつお、まぐろ漁業等があり、これら指定漁業(大臣	管理課	
の安定化		短縮を図る。						į	: ! !	管理)は、		
>							!	!	1 ! !	①国が複数県をまたぐ魚種を対象に、資源の把握・評価や管理、操業上の諸調整などを行って		
								!	! ! !	いる。		
							i !	i !	i ! !	②操業海域が広域であり、ロシアなど外国水域や公海での操業については、多くが外交(政府		
ĺ							!	!	! ! !	間)交渉で決定されている。		
İ									! ! !			

出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)結果

(商工会議所法に基づく定款変更の認可関係)

事務・権限概要シート

	出先機関名: 経済産業局	整理番号(4)
	事務・権限概要シート(個票)	
自己仕分けの際 の事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務	

【移譲対象となる事務・権限】

_【移譲対象となる	事務・権限】							
自己仕分けで移	The new Calletina Calletin							
譲を検討すると	商工会議所法に基づく定款変更の認可							
整理した事務・権								
限の具体的な内	(具体的な内容)							
容	商工会議所法に基づく以下定款事項の変更の認可。							
	1. 目的							
	2. 名称							
I —	3. 事業							
	4. 地区							
11.3/234	5. 事務所の所在地							
北海道	6. 会員たる資格に関する事項							
経産局	7. 会員の加入及び脱退に関する事項							
	8. 会員の権利及び義務に関する事項							
の所管	9. 会費に関する事項							
事 項	10. 法定台帳に関する事項							
1 , ,	11. 負担金に関する事項 ※1, 2, 4, 7, 8, 14, 15, 18							
	─ 12. 役員に関する事項 については、道州制特区推進法により、移							
	13. 議員に関する事項							
	14. 議員総会に関する事項 演済み							
	15. 常議員会に関する事項							
	16. 部会に関する事項							
	17.事務局に関する事項 18.経理に関する事項							
	18. 程理に関する事項 19. 事業年度							
	19. 事業年度 20. 公告の方法							
	その他任意に定款に記載された事項							
	※上記の定款変更認可事項のうち、5.9.10.11.16.17.19.20							
	及び「その他任意に定款に記載された事項」については、既に都道府県知事に委任							
	されている。							
	 (移譲に当たっての条件等)							
	所要の規制緩和(副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能							
	な限りの緩和、届出制への変更等)を含めて検討することが必要。							
予算の状況								
(単位:百万円)								
BB/로 파뉴 모 쓰								
関係職員数	68人の内数							
事務量(アウトプ								
サ伤里(アプトノーット)	平成19年度 平成20年度 平成21年度							
	定款変更の認可 98の内数 46の内数 36の内数							
備考								

【参考: 平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

R	るために、商工会議		と と と と と と と と と と と と と も と も と も と も	3級这の進展に実ちま							
	商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に るために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めるこ 目的とする。 ○根拠法令:										
	〇根拠法令: 商工会議所法										
 ○経済産業局の具体的な業務概要: 商工会議所法においては、商工会議所の設立の認可、定款変更の認可、報収及び検査等、全国的見地から国が行うべき事務について経済産業大臣がととされており、これらの事務以外のものについては政令で都道府県知事されている。 《国(経済産業局)の権限》 ・設立の認可、定款変更の認可(組織の根幹に関わるもの)、設立認可し、解散の認可等 《都道府県の権限》 ・特定商工業者の基準引き上げに係る許可等、定款変更の認可(軽微な・年次報告の受理等 											
予算の状況 (単位:百万円)	- 一										
関係職員数	68人の内数										
事務量(アウトプット)	平成19年度 平成20年度 平成21年度 合併認可 1 1 設立認可 0 0 定款変更の認可 98 46 36										
	地方移管(全国知事										
見るる。語文十糸	こは 現場 により により により にいま は でん	同質性を堅持するこの質性をというでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	とが不可欠であり、同かのであり、同かの国にお工会議ができる。(日本商工環境がは一般には一般には一般には一般には一般には一般には一般には一般には一般には一般に	きく異なり、商工会れらの変化に的確に を最大限に発揮する 諸規制は可能な限り							
新		更等に係る国の権限	(H20.5.28),第2次観 限について、規制緩和	n告(H20.12.8)】 1を含めて見直しを行							

自己仕分け

【仕分け結果】

A-a

※商工会議所の 定款変更集にの いて、規制値に 含めて、都道府県 の移譲を検討。

C-c

※上記以外の事 務 1

商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。

業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要があること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。

備考

調理師養成施設及び栄養士養成施設の概要

項目	調理師	栄養士
法律	調理師法	栄養士法
定義	○調理師とは、調理師の名称を用いて調理 の業務に従事できる者として、都道府県 知事の免許を受けた者をいう。 (法第2条)	〇栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とするものをいう。 (法第1条第1項)
資 格	○調理師免許が与えられるのは、①厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者、又は②2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者である。 (法第3条第1項)	○栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。(法第2条第1項)
試験	○調理師試験は厚生労働大臣の定める基準 により、都道府県知事が行う。 (法第3条の2第1項)	○試験制度はない。
そ の 他 関連する 事 務	○調理師免許は、都道府県の調理師名簿に 登録されることによって発効する。 (法第5条第2項)○養成施設の指定に必要な調査は都道府県 が行う。 (法第3条第2項、令第16条)	○栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士 名簿に登録することによって発効する。 (法第4条) ○養成施設の指定(変更・廃止)の申請は 都道府県知事を経由して行う。この場合 において、都道府県知事は、必要な意見 を付さなければならない。 (令第9条)
養成施設の 設置状況 (道内)	専門学校 11、高校 5	大学 5、短大 5
備考	○道州制特区推進法に基づき、道に移譲 済み。	

3. 海域栽培漁業推進協議会について

水産庁ホームページより抜粋

○ 平成23年、広域種の栽培漁業の推進、資源造成型栽培漁業の推進、共同種苗生産放流体制の推進等を図るため、全国の6つの海域毎に設置

〇 事業内容

- (1) 栽培漁業の推進に係る情報 提供・交換
- (2) 広域種について資源造成型 の栽培漁業の推進
- (3) 県域を越えて連携・共同した種苗生産・放流体制の構築
- (4) その他〇〇〇海域における 栽培漁業の推進に資する諸問題
- 〇 協議会の構成
 - (1) 栽培漁業を推進する法人
 - (2)漁業関係団体
 - (3) 関係県
 - (4) (社) 全国豊かな海づくり推進協会



4. 種苗放流による資源造成支援事業について

第6次基本方針を踏まえ、栽培漁業に取り組む関係者が対象種 の回遊範囲、技術開発水準の段階に応じた適切な役割分担の 下、効果的かつ効率的な栽培漁業を推進するための取組に対し 対象種 支援する「種苗放流による資源造成支援事業」(平成23~27年 度、平成23年度予算額142.500千円)を創設。全国6海域に設置 された海域栽培漁業推進協議会が事業実施主体。 (1) 広域回遊種を対象とする栽培漁業については、集中的 ヒラメ な種苗放流により、親魚を取り残して再生産を確保する資 源造成を推進するための支援 マツカワ (2)関係都道府県が共同で種苗生産・放流体制を構築する 日本海北 ヒラメ ための取り組みに対する支援 太平洋北 日本海中西 瀬戸内海 トラフグ 太平洋南 トラフグ ヒラメ 九州

海獣(トド、オットセイ、アザラシ等)による漁業被害の現状

◇生態など

〇漁業被害:日本海側を中心に北海道から青森県

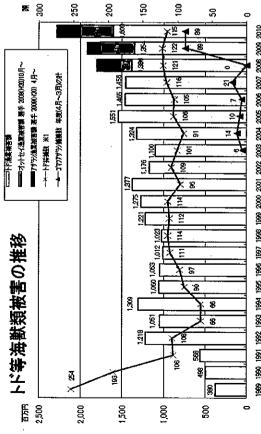
にかけた広範囲に甚大な被害 〇来 遊:本道沿岸に毎年約5千頭以上

■ ナシトセイ、アザレッ

〇漁業被害

・オットセイ、ゴマファザ・ラン:日本海側が中心・ゼニガタアザラシ :道東、日高管内

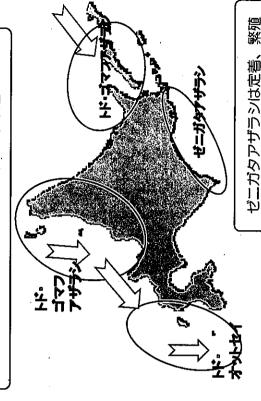
〇ゴマフアザラシ:回遊性、ゼニガタアザラシ:定着性



1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 2000 2001 2002 2004 2004 2005 2007 2006 2009 2010 (475) (+22) (43) (44) (45) (+46) (47) (48) (+10) (411) (412) (413) (413) (415) (415) (415) (415) (415) (415)

※1トド採浦敷は元年~5年までは年度、6年以降は採浦承認期間(10月~6月)の計

10月頃~6月頃ロシア海域より来遊

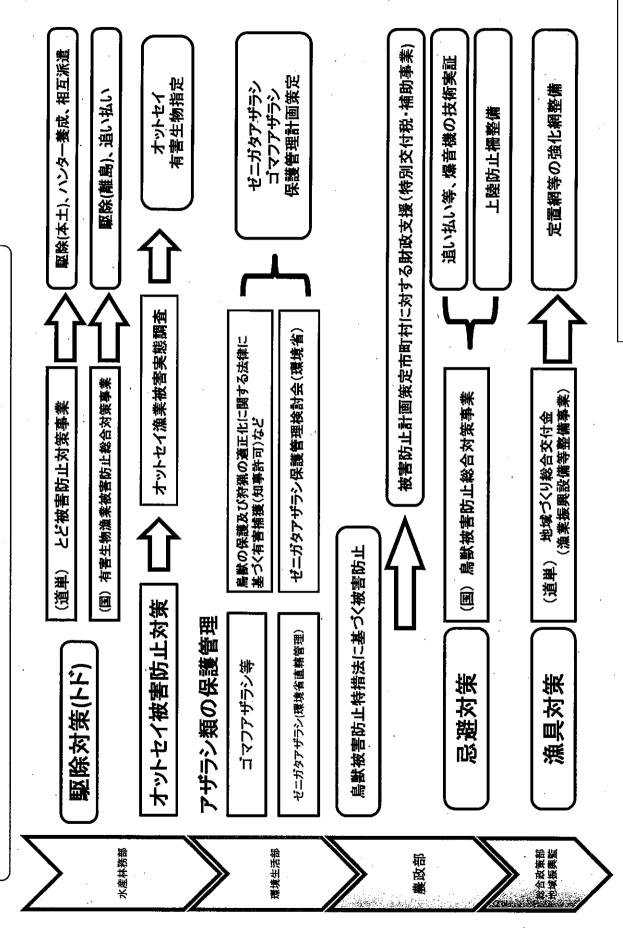


〇保護・管理の位置付け

鷡	*4	キタオットセイ	ゼニガタアザラシ	コマフアザラシ
関係法令	海業法	ラッコオットセイ 猟獲取締法	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	UC関する法律
保護・管理の作器	環境省:絶滅危惧工類		環境省:絶滅危惧1B類	
	水産庁:希少種	水産庁:減少種	水産庁:危急種	水産庁: 普通
被害坑況	H4年度以降每年10億円以上 H22年度 約16億円	H22年度 約4億円	約4億円 H22年度 約3億円	· .
持	北海道連合海区海業調整委員 会による承認	試験研究その他の特別な事由により農林水産大臣の許可。	学術研究目的で殺傷を伴 う捕獲を行う場合は、環境 大臣権限による。	鳥獣の捕獲等又は 鳥類の卵の探取等 許可(知事許可)

平成 24 年 7 月 23 日 第 1 回北海道海獣被害対策本部会議資料

現状の漁業被害防止の取組



こよる漁業被害対策の推進(案) トド 等の 海敷!

漁業被害対策の課題

〇 熙除 被害防止対策

- (ケットセイやアザラシの被害が顕著になった。) 1. 海獣による漁業被害額が増加傾向
- 市町村被害防止計画策定状況に差異 被害防止の取組に地域による温度差 ・ハンター不足等で海獣類の被害防止 対策に充分対応出来ていない。
- 3. 海獣毎に法体系等が異なり取組に温度差 に絶滅危惧種として保護され、被害防止の 国で調査や研究が行われているが国際的

ラッコ・オットセイ猟獲取締法により猟獲が 採捕(駆除)頭数が制限されている。 ・ナシトセイ

生態調査等が行われておらず知見が不足。 禁止されており被害対策が出来ない。

鳥獣保護法による保護獣で、特にゼニガタ 管理の保護獣のため、学術研究の捕獲し アザランは絶滅危惧種として環境省直轄 か出来ない。

生息数等の生態解明の知見も不足。

〇 海県対策

被害が最も多い刺し網漁具の被害防止用 強化刺し網は開発段階であり実用化には 至っていない。

〇 衛制 粒紙

- ・漁具被害の補償制度で刺し網は共済の
- 海獣による食害や魚群の追い散らし、操業 自粛など被害が長期間継続して減少して おり、補償水準(5中3)が低位で不十分。 漁業所得の滅で補償に加入するための 共済掛け金の負担も困難。

北海道海獸被害对策本部

が深刻化しているため対策の総合的な推進を図る。 的:トド、オットセイ、アザラン等の海獣による漁業被害 Ш

本部長:副知事

本部員:総合政策部地域振興監、環境生活部長、

農政部長、水産林務部長

- 構成員:漁業者-市町村代表、漁連、水試、道等 (仮称)北海道下、被害対策協議会 目 的:被害防止対策などの総合検討
- 漁業被害の実践把握
 漁業被害対策の企画、推進

槲

・オットセイ基礎調査検討協議会(水産林務部)

国費事業を活用した学術的-広域的な漁業被害対策を 検討するための基礎的な関査 平成23年8月25日設置

坡害実態調査·出現状況調査·混獲調査·食性調査 (調査期間H23~H25)

関係者による問題意識共有と生息状況や被害実態に (職境生活部) 北海道アザラシ連絡協議会 平成24年2月20日設置 関する情報の集積

海獸被害防止対策連絡会讔 (仮称)〇〇(総合)振興局

【水産、農務、環生、地政、市町村、漁協等】

- 「鳥獣被害防止計画」の策定推進 漁業被害防止対策の検討、推進
- 情報の共有 等 4 4 6

(情報共有-連

トド被害防止検討委員会(水産庁)

ゼニガタアザラン保護管理検討会(環境省)

紐 敃 6 **%**X άr

O 情報収集・PRの強化

- トドの来遊や被害状況の把握
- 海獣被害状況や対策の情報発信

(地域が連携した駆除等の強化) 被害防止対策の強化

- 道単や鳥獣被害防止特措法等による 対策の強化
 - (駆除、追い払い、上陸防止補等)

度要望 国への政策提言 -制] 0

漁具被害補償などの補償制度の創設

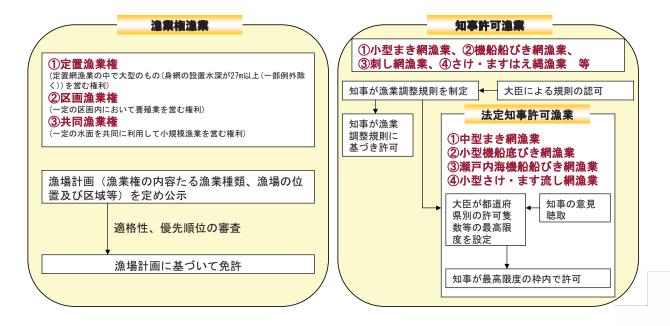
○海獣類の捕獲許可権限とレッドリストの位置づけについて

:	担当部所	環境化	北海道 (環境生活 部)				北海道 (水産林務 部)		,
実績	H22	1 0	თ დ	0	0	0	0	-	1 1 5
 道内での捕獲実績	H21	∞	თ დ	0	0	0	0	r	122
	Н20	1 2	0	0	0	0′	0	0	121
5権限	許可基準等	学術研究限り、必要最小限の補獲を 許可(被害防止、個体数調整による 捕獲は認めていない)捕獲後は放獣	学術研究、被害防止、個体数調整、 その他特別な事由がある場合に補獲 許可	学術研究、被害防止、個体数調整、 その他特別な事由がある場合に補獲 許可	学術研究、被害防止、個体数調整、 その他特別な事由がある場合に補獲 許可	学術研究、被害防止、個体数調整、 その他特別な事由がある場合に補獲 許可	試験研究等に限り捕獲許可	試験研究等に限り補獲許可	国の算出値を参考に、採補可能頭数を決定
捕獲許可に係る権限	許可権者	環境大臣(北海道環境専務所) ※省令に基づき希少鳥獣に指定して いるため、環境大臣の許可が必要	鳥獣保護法 都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	農林水産大臣(水産庁)	農林水産大臣(水産庁)	連合海区漁業調整委員会(都道 府県)による指示による補獲
	根拠法	鳥獣保護法	鳥獣保護法	鳥獣保護法	鳥獣保護法	鳥獣保護法	臘虎膃肭獸 猟獲取締法	臘虎膃肭獸 猟獲取締法	漁業法
	北海道	絶滅危急種 (V u)	l		ı	1	希少種 (R)	1	希少種 (R)
レッドリストの位置づけ	環境省	絶滅危惧 B類 (EN) 絶滅危急種 (V	ſ	1	l	l :	絶滅危惧 B類(EN) 絶滅危惧 A類(CR)	İ	絶滅危惧॥類(VU)
7	国際自然保護連合(IUCN)	軽度懸念 (L C)	1	1	[.		絶滅危惧 B類(EN)	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	 絶滅危惧 B類(EN) 絶滅危惧 類(VU)
	極	アザラシ科 ゼニガタアザラシ 軽度懸念 (L C)	ゴマフアザラシ	ワモンアザラシ	クラカケアザラシ	アゴヒゲアザラシ	レット	キタオットセイ	<u>ተ</u> ሕ
	 位	アザラシ科		;;; 			イタチ科	# + !	

注1) 道内の捕獲実績は「平成22年鳥獣関係統計(北海道版)」及び水産林務部調べによる

沿岸域の資源管理(インプットコントロール、テクニカルコントロール)の概要(1)

- 地先海面においては、漁村集落によりアワビ、サザエ、藻類等の独占的な利用が行われるという漁場秩序が古くから形成されており、漁業権はこれを引き継いだものである。
- また、小規模な沖合漁業や沿岸漁業について、漁業法等に基づく各都道府県の漁業調整規則によって 都道府県知事の許可制とするとともに、その中には、漁業法に基づく農林水産大臣が漁業調整等の必要 上、都道府県別に許可できる船舶の隻数の最高限度等を定める法定知事許可漁業がある。



沖合域の資源管理(インプットコントロール、テクニカルコントロール)の概要(1)

- 指定漁業は、漁業法に基づき、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取り決め、漁場の位置等の関係から統一的に措置を講ずる必要のある漁業種類が政令で指定されている。
- また、指定漁業以外の漁業についても、農林水産大臣が漁業取締その他漁業調整又は水産資源の保護 培養のために定める省令に基づき、特定大臣許可漁業が定められているほか、資源状況等を把握する等 のため、大臣に届出をさせる届出漁業がある。



(注) 届出漁業は、一般的に禁止された漁業を特定の者に対してその禁止を解除して、これを営む自由を得させるものではない点で、指定漁業及び特定大臣許可漁業<u>とは</u>法的性格が異なる。